2012年 海外税務当局の移転価格動向調査

各国の移転価格税制における見解、解釈及び規制の変更

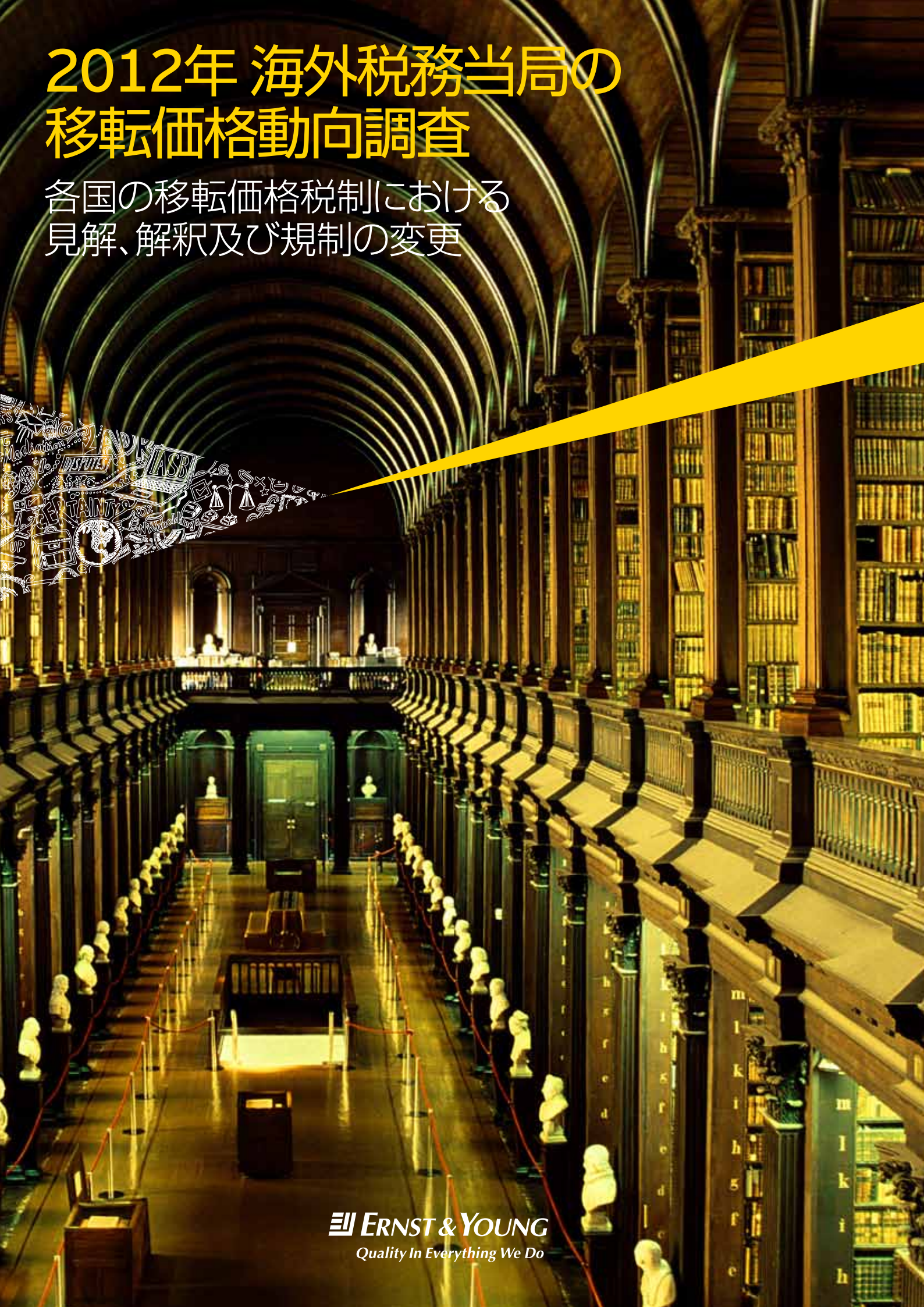

ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

はじめに

アーンスト･アンド･ヤングは、移転価格税制の執行に関する全50カ国の税務当局の動向をまとめた調査報告書を作成しました。本冊子では、その概略と共に、調査が行われた50カ国のうち、日本の多国籍企業の関心が最も高いと思われる9カ国の概要をご紹介します。

Thomas Borstell
Director – Global Transfer Pricing
thomas.borstell@de.ey.com
+49 211 9352 10601

John Hobster
Head of Global Accounts – Transfer Pricing
jhobster@uk.ey.com
+44 20 7951 6438

調査の概略

1 税務当局は移転価格調査官の数を増員しており、納税者にとって移転価格リスクはもはや無視できない課題となっています。

2 移転価格文書化にかかる負担は増大しているものの、独立企業原則、その適用方法、検証期間及び統計的手法についても、幅広いコンセンサスがあることから、納税者は対策を講じることが可能です。移転価格算定方法としては、純利益に基づく方法が一般に認められるようになり、その選定がより柔軟になってきています。

3 文書化要件を有する国の増加及びOECDの動向に伴い、ベンチマーク分析の負担も増大していますが、他市場の比較対象会社を実務的に認めている税務当局もあります。

4 間接税と移転価格税制の整合を図っている税務当局はあまりありませんが、主な例として、エストニア、ペルー、ポルトガル及びベネズエラの税務当局が挙げられます。

5 事業再編や費用分担契約のようなハイリスクの取引を行っていない場合においても、移転価格管理の重要性を無視することはできません。多くの税務当局は今でもなお、有形資産取引を移転価格課税の主要ターゲット取引として位置付けています。

6 税務当局は低税率国との取引よりも、基幹産業において主要相手国と高利益な取引を行っている業界をターゲットとしています。

7 ペナルティを課される頻度がより増えてきており、また実務負担も大きくなってきています。特に、アルゼンチン、ブラジル、中国、コロンビア、エクアドル、フィンランド、ハンガリー、インドネシア、イタリア、カザフスタン、マレーシア、メキシコ、ベネズエラについては、ペナルティ料率が高く、また、ペナルティを課す傾向が強いことから、リスクの高い国であるといえます。

8 ペナルティが課されないとしても、二重課税のリスクは残るため、移転価格を合理的なものにしておく必要はあります。二重課税の排除は、多大な時間を要する上、特別な状況下においては、不確実性も伴います。

9 事前確認制度（APA）は移転価格リスクを管理するために有効な方法であり、適用可能性が拡大しています。多くの国々は移転価格問題の早期解決に努めていますが、米国及びカナダ間の場合は特に処理期間が長期になっています。

中国

- 中国全土にはおおよそ228名の移転価格調査官が在籍しており、そのうちの6名は国家税務総局（SAT）の中央当局に所属している。また、残りの人員は現地の税務当局に配属されている。
- 自動車、消費財、製薬、不動産、サービス及び物流業界は全て、SATによる厳しい移転価格調査を受けている。
- 現在、120件から130件のAPA案件が審査中となっており、その大半が二国間APAである。主な二国間APAの相手国は、日本、韓国及びデンマークとなっている。
- 相互協議（MAP）については、その相手国の多くが日本及び韓国となっている。

マレーシア

- 移転価格調査官は、クアラルンプール所在のMultinational Tax Department（MTD）のInland Revenue Board（IRB）に集中している。MTDは現在15名の調査官から構成されている。
- 多くの調査案件（60%）は有形資産取引に関するものであるが、その他はグループ内役務提供（35%）及び無形資産取引（5%）に関するものとなっている。
- 毎年、平均で9件のAPAが申請されている一方、5件が審査中という状況にある。
- 直近3年間において、権限ある当局間の協議は3件のみである。協議の相手国は日本が多くなっている。

シンガポール

- 現在、6名の移転価格調査官が法人税部門（税務調査）に在籍し、国際税務部門（APA/MAP）にも6名の移転価格調査官が在籍している。
- 我々の所見では、現在のところ、移転価格調査の対象とされている特定の取引はない。有形資産取引及びグループ内役務提供、次いで無形資産取引が主たる対象取引であると思われる。
- Inland Revenue Authority of Singapore（IRAS）の年次報告によると、2011年に10件の国内、二国間及び多国間APAが申請され、19件の国内、二国間及び多国間APAが審査中である。
- 毎年約5件の相互協議案件が受諾され、合意に至るまでの期間は約2年となっている。相互協議の主たる相手国は日本である。

タイ

- Thai Revenue Department（TRD）の移転価格部門には、現在14名の移転価格調査官が在籍している。今後2年間にわたり、更なる人員の増加が予定されている。調査官の多くは会計（80%）、経済（10%）及び法律（10%）分野のバックグラウンドを有している。
- TRDは自動車、消費財、エンターテインメント、石油･ガス、製薬及び電機業界等の移転価格調査に注力している。また、TRDは調査の対象として業界平均よりも低い利益水準にある会社をターゲットとしている。
- タイで事業活動を行っている外国投資家の大半は日系企業であるため、日系企業との取引はTRDから特にターゲットとされている。
- TRDに申請されるAPAの件数は、毎年3件から5件である。その多くは日本又はシンガポールを相手国とした二国間APAである。
- 現在4件の相互協議案件がTRDに申請されているが、まだいずれも合意には至っていない。

インド

- 現在、70名の移転価格調査官が在籍している。移転価格調査は分権化されており、様々な地域の調査官が移転価格調査にあたっている。
- 一般に、移転価格調査は納税者が行う関連者間取引金額をベースに開始される。移転価格調査が行われる取引金額の基準値は、150百万インドルピー超と規定されている。
- 本調査が発表された時点ではAPAの制度はなかったが、2012年7月にAPAが導入された。現時点においてロールバックの適用は規定されていないが、納税者は、事前相談を経て、国内、二国間及び多国間のAPAを申請できることになった。
- インド税務当局は、一定の国々との間で、相互協議期間中は追徴税額及び付帯税の徴収を猶予するという覚書も交わしている。

フランス

- 中央管理局にある国際税務チームには、約10名の移転価格調査官が在籍している。国内には約40名の移転価格調査官が調査管理部門に所属していると推定される。
- フランス税務当局は無形資産取引及び役務提供取引をターゲットとする傾向にある。取引金額の観点から、グループ内貸付に係る税務調査も増加している。有形資産取引に関する移転価格調査も長年にわたり着目されている。
- APAに関しては、平均15件から20件のAPAが毎年申請され、直近3年においては申請件数が大幅に増加している。現在35件から40件のAPAが審査中となっており、これらのうち80%以上が二国間APAである。
- 現在、相互協議中の案件（欧州仲裁手続による相互協議を含む）にかかる主要相手国はドイツ、イタリア及びスペインとなっている。

ドイツ

- 連邦税務当局は、Federal Central Tax Officeと共に、ここ数年で人員を増加させている。連邦税務当局はライフサイエンス、自動車、建設及び金融業界等のドイツにおける主要産業別に調査官を配置している。
- 一般に、主要な相手先との取引及び軽課税国との取引が調査対象とされている。現在の移転価格調査の件数を見ると、アメリカ、日本、フランス、英国及び韓国が上位5位を占めている。一方、軽課税国との取引に係る調査においては、スイス、ルクセンブルグ、アイルランド、リヒテンシュタイン及びシンガポールが調査対象として特に着目されている。
- 二国間APAの件数は毎年約25件であり、現在、審査中のAPAは約100件（そのうち5件が多国間APA）となっている。
- 現在、相互協議中の案件は約290件とされている。これらは自動車、製薬、金融及び小売業界に属する企業である。合意に至らない場合もごく稀にあるものの、通常、大半の相互協議（90%）は合意に至る。なお、仲裁手続を採るケースはほとんどない。

英国

- 現在、移転価格部門には64名の移転価格調査官が在籍している。金融業界に影響を及ぼす諸問題の特異性を鑑みて、HMRCには金融業界専門チームが設置されている。
- 無形資産取引や第三者取引による利益指標が明らかでない取引はリスクが高い取引とされている。
- 2011年において申請されたAPA件数は49件となっている。また、35件が当該年度中に合意に至り、同年末時点における協議中の案件は69件となっている。
- 近年発表された統計によると、2011年における相互協議発生件数は39件、合意に至った件数は40件、同年3月31日時点において協議中の件数は92件となっている。

米国

- 現在、IRSには移転価格調査官を含めて約700名の国際税務調査官が在籍している。また、その国際税務調査官と共に働く約120名のエコノミスト、及び移転価格専門の7名の弁護士が所属しており、国際税務調査官及び納税者に対する助言やガイドラインの作成等を行っている。
- IRSは産業別に5つのグループに分かれているが、特に無形資産取引に関するクロスボーダー取引がこれらの産業の大部分を占めていることから、このうち移転価格調査を行うチームは、通信·テクロノジー·メディア産業グループと小売·食品·製薬·ヘルスケア産業グループの2チームに集約されている。
- 2011年には約130件のAPAが申請されたが、平均申請件数は年約120件となっている。長期的な傾向として、APAの申請件数は増加の一途を辿っている。
- 2011年において申請された相互協議件数は166件であり、2010年を除き、毎年増加している。2011年に合意に至った件数は137件となっている。移転価格更正金額のうち、合意に至っていない金額は8%未満である。

アーンスト･アンド･ヤングの税務サービスについて

世界140カ国に29,000人の税務専門家を擁するアーンスト･アンド･ヤングのメンバーファームとして、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、日本国内外の企業･個人に、国際税務、M&A、組織再編や移転価格など、税務アドバイザリー･税務コンプライアンスに関する質の高いサービスを提供しています。弊法人は、クライアント企業の継続的な成長をサポートします。

移転価格及びTESCMについて

アーンスト･アンド･ヤングは長年の経験に基づき、グローバルな視点から移転価格とタックス エフェクティブ サプライチェーン マネジメント（TESCM）のサービスを提供します。アーンスト･アンド･ヤングの移転価格チームは、クライアント企業がその事業戦略に従って、移転価格の方針とプロセスの設計、文書化及び事前確認取得、管理、税務調査対応のサポートをします。移転価格の専門家は、クライアント企業と連携して、積極的に実用的で一貫性のある戦略を策定するためのサポートをし、今日の企業が抱える税務リスクに対処しつつ、ビジネス ポテンシャルの実現に助力します。

アーンスト･アンド･ヤングの様々な専門分野を持つメンバーで構成されるTESCMチームは、クライアント企業と連携し、サプライチェーンのデザイン、事業のリストラクチャリング、移転価格、直接税･間接税、関税、会計などをサポートします。また、クライアント企業に対し、有用なビジネス　ストラクチャーの構築、運用、プロセスの改善、そして国際取引上発生する費用の管理を支援します。

お問合わせ先（日本語対応可）

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

魁（カイ）ヒールシャー
kai.hielscher@jp.ey.com
+81 3 3506 1356

カール グルンデル
karl.gruendel@jp.ey.com
+81 3 3506 2389

Ernst & Young

アーンスト･アンド･ヤングについて

アーンスト･アンド･ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション･アドバイザリー･サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の16万7千人の構成員が、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト･アンド･ヤング」とは、アーンスト･アンド･ヤング･グローバル･リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル･ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト･アンド･ヤング･グローバル･リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー･税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jp にて紹介しています。

©2013 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20130220-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト　アンド　ヤング税理士法人を含むアーンスト･アンド･ヤングの他のいかなるグローバル･ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

ED None